

# 船橋設備規則検査要領

船橋設備規則検査要領

2014年 第1回 一部改正

2014年 2月26日 達 第7号

2013年 7月29日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

2014年2月26日 達 第7号  
船橋設備規則検査要領の一部を改正する達

「船橋設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3章 船橋の配置及び作業環境

#### 3.2 船橋の作業環境

3.2.3 を次のように改める。

##### 3.2.3 騒音

許容される騒音のレベルは、居住衛生設備規則 3 編 1 章 1.1.10 によること。~~IMO 勧告 A.468(12)を標準とする。~~

#### 附 則

1. この達は、2014年7月1日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
  - (1) 2014年7月1日以降に建造契約が行われる船舶
  - (2) 建造契約が存在しない場合には、2015年1月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
  - (3) 2018年7月1日以降の引き渡しが行われる船舶